



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月2日（火） 号外（第1号）

■ 目 次

	ページ
公 告	
○令和3年度前期技能検定の実施（労働政策課）	2
○令和3年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施（同）	4

■ 公 告

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和3年度前期技能検定の実施について、次のとおり公示する。

令和3年3月2日

群馬県知事 山本 一 太

1 実施職種

- (1) 1級及び2級 園芸装飾、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（成形・再圧縮に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、めっき（2級の電気めっきに係るものに限る。）、仕上げ、切削工具研削（工作機械用切削工具研削に係るものに限る。）、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形及び真空成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、セメント系防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾
- (2) 3級 園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾
- (3) 等級を区分しないもの（単一等級） 路面標示施工

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。**3 技能検定試験の実施期日及び実施場所****(1) 実技試験**

ア 実施期日 令和3年6月7日（月）から同年9月12日（日）までの間において、群馬県職業能力開発協会（以下「職能協会」という。）が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ令和3年5月31日（月）に職能協会において公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日 検定職種ごとに、次のとおり行う。

検 定 職 種	期 日
○3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾	令和3年7月11日(日)
○1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 ○3級 金属熱処理	令和3年8月22日(日)
○1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び内装仕上げ施工	令和3年8月29日(日)
○1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 ○単一等級 路面標示施工	令和3年9月5日(日)

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

- (1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。
- (2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定するゆうちょ銀行の口座に納付すること。
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。
また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- イ 本人確認書類(運転免許証、保険証の写し等)
- ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 令和3年4月5日(月)から同月16日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とする。

(4) 受検申請に関する注意

- ア 申請書及び案内書は、職能協会に交付する。
なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を記入し、140円分の切手を貼ったもの)を同封の上、職能協会に郵送すること。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者(金属熱処理を除いた3級職種に係るものに限る。)の受検番号は

令和3年8月27日（金）に、技能検定合格者（1級、2級及び3級（金属熱処理に限る。）職種に係るものに限る。）の受検番号は同年10月1日（金）にそれぞれ県庁2階県民センター前掲示板、群馬県ホームページ及び職能協会の掲示板に掲示する。

- (3) 技能検定合格証書等の交付 1級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、1級、2級及び3級の技能検定の合格者には厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により、令和3年度技能検定随時2級、随時3級及び基礎級の実施について、次のとおり公示する。

令和3年3月2日

群馬県知事 山本 一太

1 実施職種

- (1) 随時2級 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（プレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、仕上げ（金型仕上げ及び機械組立て仕上げに係るものに限る。）、ダイカスト（コールドチャンパダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、染色（織物・ニット浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷（オフセット印刷に係るものに限る。）、プラスチック成形（射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。）、パン製造、建築大工、とび、左官、配管（建築配管に係るものに限る。）、型枠施工（型枠工事に係るものに限る。）、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（シーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。）、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装
- (2) 随時3級 さく井、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造に係るものに限る。）、鍛造（ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色（糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、紳士服製造（紳士既製服製造に係るものに限る。）、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形（圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、

石材施工(石材加工及び石張りに係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。)、コンクリート圧送施工、防水施工(シーリング防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装(壁装に係るものに限る。)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。)及び工業包装

- (3) 基礎級 さく井、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造及び非鉄金属鋳物鋳造に係るものに限る。)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工(構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金、工場板金(機械板金に係るものに限る。)、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色(糸浸染及び織物・ニット浸染に係るものに限る。)、ニット製品製造、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、紳士服製造(紳士既製服製造に係るものに限る。)、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製(ワイシャツ製造に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形(圧縮成形、射出成形、インフレーション成形及びブロー成形に係るものに限る。)、強化プラスチック成形(手積み積層成形に係るものに限る。)、石材施工(石材加工及び石張りに係るものに限る。)、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。)、コンクリート圧送施工、防水施工(シーリング防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及びカーテン工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装(壁装に係るものに限る。)、塗装(建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。)及び工業包装

2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所

(1) 実技試験

ア 実施期日 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までの間において、群馬県職業能力開発協会(以下「職能協会」という。)が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

ウ 問題の公表 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者宛て送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までの間において、職能協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 職能協会から受検申請者宛て別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会

が送付する納付書を使用し、納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該手数料の納付は要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は返還しない。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ウ 特別永住者証明書、在留カード

エ 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

(2) 提出先 〒372-0801 群馬県伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270-23-7761

(3) 受付期間 原則として、技能検定試験受検希望月の60日前まで

(4) 受検申請に関する注意

申請書及び案内書は、職能協会に交付する。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付 技能検定の合格者には、群馬県知事名の合格証書が交付される。このほか、随時2級及び随時3級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他

本公示の随時2級、随時3級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものである。

技能検定について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課（電話027-226-3414）又は職能協会に問い合わせること。